

議案第 32 号

大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例の制定について
大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定する。

平成 27 年 3 月 9 日提出

大田原市長 津久井 富雄

大田原市外国人留学生奨学金支給条例の一部を改正する条例

大田原市外国人留学生奨学金支給条例（平成7年条例第17号）の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第4学年」を「第6学年」に改める。

第6条ただし書中「、各号に掲げる支給期間は、24箇月以内とする。」を「、各学年における支給期間は、12箇月以内とする。」に改め、同条第2号中「及び第4学年」を「から第6学年」に改める。

附 則

この条例は、平成27年4月1日から施行する。